

鳥取縣公報

選舉規則

◇鳥取縣選舉管理委員會規則第一号

鳥取縣選舉管理委員會規則の一部を次のように改正し、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

第十九條の次に左の一條を加える。

第十九條の二 地方自治法第九十四條の規定により、委員会の定める事項は、鳥取縣選舉管理委員會規則によりこれを制定する。

第六章中「告示」を「公布」に改める。

第二十一條 委員会又は委員長の公布する鳥取縣選舉管理委員會規則並びに告示は、鳥取縣公報に登載することをもつてその公布の方法とする。但し、急を要する

昭和二十三年九月五日 日曜日 外

ときは、日本海新聞及び山陰日日新聞をもつてこれに代えることができる。

◇鳥取縣選舉管理委員會規則第二号

地方自治法による選舉事務規程を、次のように定める。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根 政 幸

地方自治法による選舉事務規程

第一章 通則

第一條 地方自治法施行令（以下施行令という。）第十四條の規定により選舉権を取得した者がある旨の通知を受けた市町村の選舉管理委員會（以下委員會という。）は、その者が第七條第一項第一号乃至第三号の一に該当するに至つたときは、直ちにその旨を關係市町村の委員會に通知しなければならない。

昭和二十三年九月五日 外

第二條 市町村の委員会は、地方自治法（以下法といふ。）第二十二條第六項又は第八項の條例が公布されたときは、直ちにその寫に左に掲げる書類を添え、これを縣の委員会に報告しなければならない。

一 各選挙区の区域を明らかにした略圖

二 各選挙区別有権者見込數調

第三條 市町村の委員会は選挙の期日を告示したときは、直ちにその寫を縣の委員会に提出しなければならない。

第二章 選挙人名簿

第四條 市町村の委員会は、補充選挙人名簿の縦覽の時間を制限するときは、縦覽の場所の告示中に併せてその時間を記載しなければならない。

第五條 市町村の委員会は、補充選挙人名簿に關し告示をしたときは、直ちにその寫を縣の委員会に提出しなければならない。

第六條 施行令第二十三條第二項の規定による補充選挙人名簿を修正した旨の報告は、別記第一号様式によらなければならない。

第七條 補充選挙人名簿に登録された者が、左の各号の一に該当するときは、市町村の委員会は、直ちに補充選挙人名簿にその旨の符號をしなければならない。

一 選挙権を有しなくなつたとき

二 死亡したとき

三 氏名又は住所を変更したとき

四 誤載その他補充選挙人名簿の整理上必要があるとき

前項符號の事項に異動を生じたときは、直ちにこれを整理しなければならない。

前二項の事由が生じたときは、別記第一号様式に準じ直ちに縣の委員会に報告しなければならない。

第八條 市町村の委員会は、補充選挙人名簿が確定したとき、又は法第二十七條第五項の規定により補充選挙人名簿を作製し直したときは、直ちにその登載人員を別記第二号様式により縣の委員会に報告しなければならない。

市町村の廢置分合又は境界変更があつたため、選挙

人名簿の引續又は送付を受けたとき若しくは同一人で衆議院議員の選挙権と地方議会の選挙権が他の府縣に亘るものが生じたときもまた、同様とする。

第九條 天災事変等のため、更に補充選挙人名簿を調製する必要が生じたときは、市町村の委員会は、直ちにその旨を縣の委員会に報告しなければならない。

第三章 投票

第十條 市町村の委員会はその区域を分けて数投票区を設け、又はこれを変更したときは、直ちにその告示の寫を添え縣の委員会に報告しなければならない。

第十一條 投票管理者及び投票管理者に事故があるとき、又は投票管理者が欠けたときその職務を代理すべき者の選任は、選挙の期日の告示があつたとき直ちにこれを行い、且つ、別記第三号様式の選任書を交付しなければならない。

前項後段の規定は、投票管理者の職務を管掌すべき者を選任したときに、これを準用する。

第十二條 投票管理者のする告示は、その投票区の屬す

る市町村の委員会の告示の方法に準じなければならない。

第十三條 市町村の委員会は、投票用紙の様式を定めるときは、直ちにこれを告示しなければならない。

第十四條 市町村の委員会は、投票用紙、仮投票封筒、投票箱、点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印等を用意投票管理者に配付しなければならない。

投票用紙及び仮投票用封筒は、かぎのかかる容器に入れ、嚴重に保管しなければならない。

投票箱は、衆議院議員の選挙に用いる投票箱を充てることができる。この場合においては、投票箱の蓋に別記第四号様式に準じて貼紙をしなければならない。

第十五條 投票所を市役所、町村役場その他公共建物以外に設ける場合は、なるべく門戸のある場所を指定しなければならない。

投票管理者は、投票所の告示をしたときは、直ちにその寫を当該選挙に關する事務を管理する委員会に提出しなければならない。

00852

第十六條 投票所には、別記第五号様式に準じて調製した標札を掲げなければならない。

投票所には、別記第六号様式に準じて選挙人の数に應じて適宜の数を斟酌し、受付所、選挙人控所、選挙人名簿対照及び投票用紙交付所、投票記載所並びに投票箱の置場等を設備しなければならない。

投票記載所には、筆記用具、点字器等を備え、投票の記載に支障のないようにしなければならない。

第十七條 投票所の門戸及び出入口は取締を嚴重にしなければならない。

第十八條 投票所の取締、投票箱の看守又はその送致について、特に必要があるときは投票管理者は、警察官吏又は警察吏員の派遣を求めなければならない。

第十九條 施行令第三十條の規定による投票所入場券は、別記第七号様式に準じて調製し遅くとも選挙の期日前三日目までに配付しなければならない。

第二十條 選挙人が誤つて投票用紙又は封筒を汚損したため、その請求により更に交付するときは、汚損した

投票用紙又は封筒に記載した文字の読めないように塗抹させなければならない。

第二十一條 施行令第五十一條第一項において準用する衆議院議員選挙法施行令第十九條第一項の規定による本人である旨の宣言書は、別記第八号様式に準じて調製しなければならない。

第二十二條 投票所の開閉はひよし木又は振鈴等により、これを報じなければならない。

第二十三條 投票管理者は、投票箱を閉鎖したときは、そのかぎを各別に封筒に入れ、二人以上の投票立会人とともに封印を施しその表面にかぎの別及び投票区名を記載しなければならない。

投票管理者たる者、開票管理者たる場合を除く外投票管理者は、前項の規定により処置した封筒に更に送致者の職氏名を記載し、投票箱とともに、これを開票管理者に送致しなければならない。

第二十四條 投票管理者は、投票が終つたときは、投票に關し別記第九号様式により投票結果調を調製しなけ

00853

12800

ればならない。

法第三十七條において準用する衆議院議員選挙法第三十五條の規定により投票箱、投票録及び選挙人名簿等を送致するときは、同時に前項の投票結果調並びに第三十條の特別投票者調(第十一号様式)を開票管理者に送付しなければならない。

第二十五條 投票管理者は、地方自治法第三十三條(これを準用する場合を含む。)の規定による仮投票をさせたとき、又は施行令第四十四條の規定による不受理の決定若しくは同條第二項の規定による拒否の決定をしたときは、左に掲げる事項を記載した書類を調製しなければならない。

一 選挙人又は投票立会人の異議の要旨及び理由

二 投票管理者の意見の詳細

前項の書類は、投票箱等を送致するとき、開票管理者に送付しなければならない。

第二十六條 天災その他避けることのできない事故により、投票の当日投票箱を送致することができなるとき

は、投票管理者は直ちにその旨を開票管理者及び選挙長に報告しなければならない。

第二十七條 市町村の委員長は、選挙の期日の告示があつたときは、直ちに法第三十四條の投票の事務取扱場所を定め、これを告示しなければならない。

前項の事務取扱場所は、第十六條第二項及び第三項に準じて設備しなければならない。

第二十八條 選挙人が施行令第三十七條第三項の規定により説明するときは、委員長は別記第十号様式に準じて調製した説明書を徴さなければならない。

第二十九條 施行令第三十八條第一項又は第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒又は特別投票者証明書を送付若しくは発送したときは、委員長は直ちに選挙人名簿(選挙人名簿の抄本を含む。)に、その旨の符號をしなければならない。

施行令第四十五條第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒を返したとき、又は同條第三項の規定により特別投票者証明書を返したとき若しくは当該選挙が

12200

00854

終了したときは、前項の符號は、これを取除かなければならぬ。

第三十條 施行令第四十三條第二項の書類は、別記第一号様式により調製し、これを關係のある投票管理者に送付しなければならない。

第三十一條 投票管理者は、投票終了後、投票用紙及び仮投票用封筒の精算書を別記第十二号様式により調製し、投票用紙及び投票用封筒に残余があるときは、これを添え、投票に関する書類(開票管理者に送致したものを除く。)、点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印とともにこれを市町村の委員会に送付しなければならない。

縣の選挙については、市町村の委員会は、前項の精算書を取り纏めその集計表を調製し、投票用紙及び投票用封筒に残余があるときは、これを添え、これを縣の委員会に送付しなければならない。

点字器、点字投票印、投票所印及び代理投票印は、市町村の委員会において、これを保管しなければならない。

ない。

第三十二條 選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙については、開票の事務を選挙会の事務に合せて行う場合においては第二十三條第二項、第二十四條第二項、第二十五條第二項及び第二十六條中「開票管理者」若しくは「開票管理者及び選挙長」とあるのは「選挙長」と読みかえるものとする。

第四章 開票

第三十三條 法第三十八條但書の規定により、開票区を設けたときは、市町村の委員会は、第二條の規定に準じ、これを縣の委員会に報告しなければならない。既に設けた開票区を廃止し若しくはその区劃を変更したときもまた、同様とする。

第三十四條 第十一條の規定は、法第三十九條第一項又は施行令第五十二條第二項第一号若しくは第五十三條の規定による開票管理者又はその職務を代理すべき者若しくは管掌すべき者の選任にこれを準用する。

第三十五條 第十二條の規定は、開票管理者のする告示

00855

にこれを準用する。

第三十六條 開票管理者は、開票の日時及び場所を告示したときは、直ちにその告示の寫を選挙長を経て、当該選挙に関する事務を管理する委員会に提出しなければならない。

第三十七條 開票所は、別記第十三号様式に準じて設備しなければならない。

第十五條第一項及び第十六條第一項の規定は開票所にこれを準用する。

第三十八條 第十七條及び第十八條の規定は、開票所の取締及び投票箱の看守にこれを準用する。

第三十九條 開票管理者は、すべての投票箱等の送致を受けたとき(開票管理者たる者投票管理者たる場合に於いては、投票が終つたとき)は、直ちに電信、電話その他の方法により、左に掲げる事項を選挙長(縣の選挙の場合にあつては当該市町村の委員会)を経て、当該選挙に関する事務を管理する委員会に速報しなければならない。

一 選挙当日の有権者数(以下各号とも性別とする。)

二 投票者数

三 棄権者数

四 投票歩合

第四十條 開票管理者は、自ら保管し又は送致を受けた投票箱等を嚴重に保管しなければならない。

開票管理者は、自ら保管し又は第二十三條第二項の規定により、送致を受けたときは、封印のまま、これを保管し、投票箱を開く場合に開票立会人の立会の上、これを開封しなければならない。

第四十一條 開票所の參觀を求めるときは、開票管理者は、選挙人名簿(その抄本又は寫を含む。)に对照し、又は選挙人名簿に記載されるべき確定判決書を提示させ、選挙人であることを確認した後に入場させなければならない。

第四十二條 施行令第五十五條第一項の規定により候補者の得票数を計算するときは、開票事務に従事する者二人をして別記第十四号様式に準じて調製した得票簿

00856

に得票数を記入させなければならない。

第四十三條 法第四十二條第三項の規定による投票点検の結果の報告は別記第十五号様式による開票結果調により、且つ、これに投票結果調及び特別投票者調の集計表を添えて、これをしなければならぬ。

縣の選挙については、市町村の委員会はその屬する開票区の投票点数が終つたときは、直ちに候補者別得票数及び無効投票数を縣の委員会に速報しなければならない。

第四十四條 開票管理者は、施行令第五十七條の規定により投票を送付するときは、同時に投票録、開票に関する書類並びに投票箱を市町村の委員会に送付しなければならない。

投票箱は市町村の委員会において、これを保管しなければならない。

第四十五條 第三十四條、第三十五條、第三十七條第二項、第四十一條及び第四十三條の規定は、選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙について、開票の

事務を選挙会の事務に合せて行う場合においては、これを適用しない。

第四十六條 選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙については、開票の事務を選挙会の事務に合せて行う場合においては、第三十九條、第四十條及び第四十四條中「開票管理者」とあるのは「選挙長」と読み替へるものとする。

第五章 選挙会

第四十七條 第十一條の規定は、法第四十五條第一項又は施行令第六十三條の規定による選挙長又はその職務を代理すべき者若しくは管掌すべき者の選任にこれを準用する。

第四十八條 選挙長のする告示の方法は、当該選挙に関する事務を管理する委員会の告示の方法に準じなければならない。

第四十九條 選挙長は、選挙会の場所及び日時を告示したときは、直ちにその告示の寫を当該選挙に関する事務を管理する委員会に提出しなければならない。

第五十條 第十六條第一項の規定は、選挙会場にこれを準用する。

第五十一條 選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙については、開票の事務を選挙会の事務に合せて行う場合においては、市町村の委員会は、選挙の期日の告示があつたとき、直ちにその旨を告示しなければならない。

第五十二條 第四十一條の規定は、選挙会にこれを準用する。この場合において、選挙長の請求があるときは、当該選挙に関する事務を管理する委員会は、選挙人名簿(その抄本又は寫を含む。)を貸与しなければならない。

第六章 候補者及び当選人

第五十三條 選挙長は、候補者の届出又は推薦届出があつたときは、その候補者又は推薦届出者に対し、その候補者が住所を移轉したときは、直ちにその旨の届出をすべきことを求めなければならない。

選挙長は、前項の届出を受けたときは、施行令第七

十條第一項の規定に準じ、これを新住所地の市町村長に通知しなければならない。

第五十四條 施行令第七十條第一項、第三項及び第四項の規定による通知は、法第五十三條第十一項の規定による告示の寫の送付により、これが通知に代へることができる。

第五十五條 候補者の住所地の市町村の委員会は、候補者が被選挙権を有しないとき若しくは有しなくなつたときは、直ちに選挙長にその旨を通知しなければならない。

第五十六條 市町村の選挙については、候補者の届出又は推薦届出の期間を経過したときは、選挙長は、直ちに候補者の氏名、生年月日、性別、職業及び所属党派を縣の委員会に報告しなければならない。

第五十七條 市町村の選挙について、法第五十八條第一項及び第二項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は直ちにその旨を縣の委員会に報告しなければならない。

00857

00822

00822

00858

第五十八條 法第五十九條第一項の規定による報告は、別記第十六号様式による選挙結果調、選挙録並びに第四十四條の規定により報告を受けた書類及びその集計表とする。

法第五十九條第二項の規定により縣の委員会に報告する場合には選挙録の寫を添附しなければならない。

第五十九條 委員会は、当選人に当選の告知をしたときは、その告知到達の日時を記載した受領書を徴しなければならない。

第七章 争訟

第六十條 法第六十六條第一項の規定により選挙又は当選の効力に関し異議の申立があつたときは、市町村の委員会は、直ちに異議の要旨及び申立受理の年月日その他必要な事項を縣の委員会に報告しなければならない。

法第六十六條第三項の規定により異議の決定をしたときは、市町村の委員会は、直ちにその決定書の寫を添えてその旨を縣の委員会に報告しなければならない。

第八章 選挙運動

第六十一條 衆議院議員選挙運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する規程(学校等の設備の使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する規定を除く。)は、普通地方公共団体の議会の議員及び市町村長の選挙の選挙運動にこれを準用する。

衆議院議員選挙運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する規程は、知事の選挙の選挙運動にこれを準用する。第一項により市町村の議会の議員及び長の選挙の選挙運動に準用する場合には、同規程第九條中「縣の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第九章 解散及び解職の投票

第六十二條 第六十四條において準用する第三條の規定により告示の寫を提出するときは、併せて施行令第百

00859

四條第二項の規定による解散の請求書に記載した請求の要旨及び弁明書に記載した弁明の要旨の告示の寫を縣の委員会に提出しなければならない。

第六十三條 解散の投票の結果が判明したときは、選挙長は、直ちに別記第十七号様式による選挙結果調に選挙録並びに第六十四條において準用する第四十三條の規定により報告を受けた書類及びその集計表を添えて、これを当該投票に関する事務を管理する委員会に報告しなければならない。市町村の議会の解散の投票にあつては、併せて縣の委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十四條 第三條、第十條乃至第三十二條、第三十四條乃至第五十二條、第五十七條及び第六十一條第一項の規定は普通地方公共団体の議会の解散の投票にこれを準用する。但し、第四十二條中「候補者の得票数」とあるのは「賛否の投票数」、「別記第十四号様式」とあるのは「第十八号様式」、第四十三條中「別記第十五号様式」とあるのは「別記第十九号様式」、第五

十七條中「法第五十八條第一項及び第二項」とあるのは「施行令第百二條」と読み替えるものとする。

第六十五條 第三條、第十條乃至第三十二條、第三十四條乃至第五十二條、第五十七條、第六十一條第一項、第六十二條及び第六十三條の規定は、普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票にこれを準用する。但し、第四十二條中「候補者の得票数」とあるのは「賛否の投票数」、「別記第十四号様式」とあるのは「別記第二十号様式」、第四十三條中「別記第十五号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」、第五十七條中「法第五十八條第一項及び第二項」とあるのは「施行令第百十二條(第百十七條において準用する場合を含む。）」、第六十二條中「第六十四條」とあるのは「第六十五條」、「施行令第百四條第二項の規定による解散」とあるのは「施行令第百十四條又は第百十七條において準用する同第百四條第二項の規定による解職」と読み替えるものとする。

附則

01800

73800

この規程は、公布の日から、これを施行する。
昭和二十二年三月十四日鳥取縣選舉管理委員會告示第

三号知事及び縣會議員選舉事務規程は、これを廢止する。

00860

(別記)
第一號様式

補充選舉人名簿修正報告

昭和 年 月 日現在(整理)名簿 何市(町)(村)

區名	分簿	番號	住 所	生年月日	氏 名	性別	修正要領	修 正 年 月 日	修正告示年 月 日	修正事由
			大字							
			番地							

第二號様式

補充選舉人名簿登載人員調

昭和 年 月 日現在(整理)名簿 何市(町)(村)

性別	登載人員	内他の府縣において衆議院議員の選舉權を有している者	他の府縣において地方議會の選舉權を有している者	地方自治法第三十四條の投票をする見込のもの
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人

00861

第三號様式

昭和 年 月 日何選舉執行につき、本市(町)(村)何投票(開票)區投票(開票)管理者(選舉長)代
理者(投票(開票)管理者(選舉長)職務管掌)に選任する

昭和 年 月 日 何郡(市)何町(村) 選舉管理委員會 印

第四號様式

鳥取縣知事(議會議員) 何市(町)(村)長(議會議員) 選舉投票箱
何郡(市)何(町)(村) 何投票區

第五號様式

投票所標札
何郡(市)何町(村) 何選舉何投票區投票所
開票所標札
何郡(市)何町(村) 何選舉開票所
選舉會場標札
何郡(市)何町(村) 何選舉選舉會場

00860

第八號様式

鳥取縣公報

號

外

昭和二十三年九月五日

(第三種郵便物認可)

一五

宣言書

何々選挙何郡(市)町村何投票所投票管理者
氏

名

選挙人の心得

一、選挙の當日必ず本人が持参し所定の投票所の受付に提示して入場して下さい。

二、投票所に入つたら選挙人名簿の対照を受け投票用紙を受取つて下さい。

三、投票用紙に議員候補者一人の氏名(候補者の氏名以外は一切自分の氏名も記載することは出来ません)を自書し折疊んだ上投票箱に入れて下さい。

表

選挙人名簿符號		選挙人名簿符號	
選挙人名簿符號	何	市(町村)	何
住所氏名	何	役所(町村役場)	番地
投票所	何	市役所(町村役場)	某
投票日時	何	午前七時に始め午後六時に終る	
到着番號	何	號	
投票用紙付		選舉人名簿對照	
投票用紙		受付	

第七號様式

第六號様式

鳥取縣公報

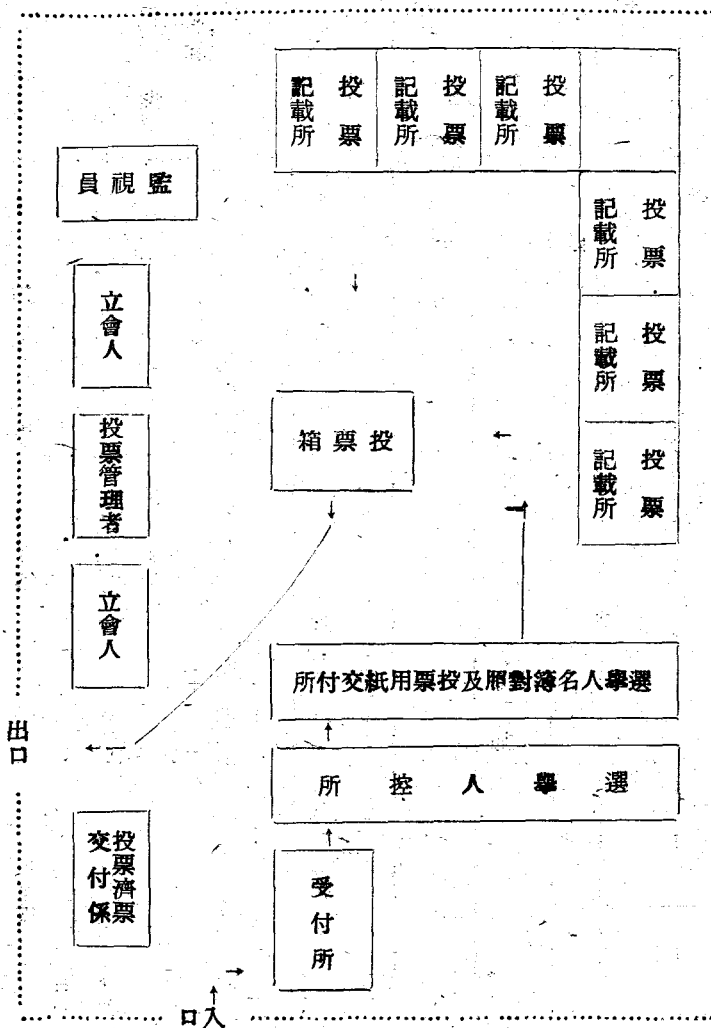
號

外

昭和二十三年九月五日

(第三種郵便物認可)

一四



私は、本日何選舉につき、投票のため自ら投票所に参着したものであつて、左に記名した本人に相違ありませんか
ら、この旨を宣言します。

昭和 年 月 日

何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地

選舉人 氏 名

右宣言書を、本人に讀み聞かせた上、署名させた。

昭和 年 月 日

何郡(市)何町(村)何投票區投票管理者

氏 名

第九號様式

何選舉投票結果調

第一表 有権者数及び投票者数調

性別	選挙人名簿に 登録された者 の総数		選挙権を有する者の 総数		選挙資格なき者の 総数	
	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
男	投票した者の総数	棄権した者の総数	未だ復員しない者の総数	計	選挙人名簿に登録する ことのできる者の 総数	選挙當日まで 自ら議員候補者の 氏名を記入する 能力のない者の 総数
女						死亡した者の 総数
計						

備考 投票率及び棄権率は小數以下第五位まで計算し四捨五入して四位に止めて一〇〇倍する。

第二表 點字投票調

性別	點字投票總數		特別投票の點字投票	その他
	計	内		
男				
女				
計				

第三表 代理投票調

性別	代理投票總數		その他
	計	内	
男			
女			
計			

第四表 假投票調

性別	假投票總數		その他
	計	内	
男			
女			
計			

00866

備考 施行令第三十二條第三項の假投票は、第二表の施行令第三十二條第三項の點字投票に、施行令第三十三條第二項の假投票は第三表の施行令第三十三條第二項の代理投票に一致すべきものとする。

第五表 特別投票調

計	女	男	性別		投票所を閉じる時刻までに送致を受けたもの						
			選管管理委員長から送致を受けたもの	受領したもの	(イ)の内拒否しなかつたもの	(イ)の内拒否したものの	(ロ)の内拒否しなかつたもの	(ロ)の内拒否したものの			
			計	女	男	點字投票	代理投票	その他	受領しなかつたもの	小計	投票所を閉じた時刻後に送致を受けたもの

第六表 投票立會人調

計	女	男	性別		立會人となつたもの	計
			候補者から提出した立會人たるべき者	互選又はくじによらない立會人となつたもの		
			計	女	男	同上の内投票に立會した者

00867

第十號様式

疏明書

私は、左の事由に因り、昭和 年 月 日執行の何選舉の當日自ら投票所に行き投票することができないものであるが、何々(證明書を提出することができない旨を詳細に記載すること。)のため證明書を提出することができないので、ここに疏明する。

選舉人 氏 名

第十一號様式

何選舉特別投票者調

一、何々(地方自治法施行規則別記「地方自治法施行令第三十七條第一項の指定(これを準用する規定を含む。)による證明書様式」の事由に準じて選舉の當日自ら投票所に行き投票することのできない事由を記載すること。)

イ	選舉人	投票用紙	地方自治	同施行令	第三十六條	第二項	の申立	交付方法	特別投票者	投票受領	投票管理	特別投票	受領拒否	備考
ロ	氏名	封筒	法第三十三條	第三項	の申立	交付方法	特別投票者	投票受領	投票管理	特別投票	受領拒否	備考		
ハ	請求方法	由	無	交付方法	特別投票者	投票受領	投票管理	特別投票	受領拒否	備考				

計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)	(直)
(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)	(郵)
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
(1)	(2)	(3)	(無)	(有)	(無)	(有)	(無)	(有)	(無)	(有)	(無)	(有)	(無)
(否)	(送)	(送)	(否)	(送)	(否)	(送)	(否)	(送)	(否)	(送)	(否)	(送)	(否)
(拒)	(不)	(受)	(拒)	(不)	(受)	(拒)	(不)	(受)	(拒)	(不)	(受)	(拒)	(不)
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

備考 1、「ロ」欄には選挙人が直接請求したものは(直)郵便で請求したものは(郵)とすること。

2、「ハ」欄には地方自治法第三十四條の第何號に基いて請求したかにより①又は②としその左横に「航行中」とか「乗車勤務中」等具体的事由を併記すること。

3、「ホ」欄の記載方は「ロ」欄と同様とする。

4、「ト」欄には直接受領したものは(直)とし他の委員長より送致を受けたものは(送)とし郵送により受領したものは(郵)とすること。

5、「計」欄には各該當事由又はそれによる用紙封筒等の事由別枚数の集計數字を夫々事由別に記入すること。
例えば「ロ」欄の計においては(直)(郵)の如し。

第十二號様式

何選挙(投票)投票用紙及び投票用封筒精算書

區分	受	高	使用	高	殘	高
投票用紙						
假投票封筒						

備考 縣の選挙投票について、市町村の委員會が縣の委員會に報告するときには特別投票用封筒についても別に欄を設けて記載すること。

第十三號様式

出口	入口	付受
參觀席	人	席
投票箱置場	投票点檢係	記録係
整理係	投票係	計
得票(投票)係	得票(投票)係	算係

○○○○○○○
開開開開開開
票票票票票票
立立立立立立
會會會會會會
人人人人人人

第十四號様式

何選挙得票簿

何郡(市)何(町)(村)何開票區

得票計算者 氏氏 氏氏
名名 ①②

候補者氏名 得票數 摘要

00870

備考 摘要欄には、候補者ごとに、その有効投票五十票ずつの束の數等を記入すること。
第十四號様式の二

何 選 舉 得 票 簿 (同時選挙の場合)

何郡(市)何(町)(村)何開票區

得票計算者

氏 氏

名 名
㊟㊟

候補者得票數

1

2

3

4

内

計

備考 内譯欄のアラビヤ數字は、投票五十枚ごとの束の番號とする
第十五號様式

何選挙開票結果調

00871

00870

第一表 候補者別得票數調

候 補 者 氏 名	得 票 數
-----------	-------

計

第二表の一 投票調

區

分

投票數

有効投票と決定したもの

成規の用紙を用いないもの

候補者の氏名の他外事を記載したもの

候補者でない者の氏名を記載したもの

二人以上の候補者の氏名を記載したもの

被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの

候補者の氏名を自書しないもの

候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

丸點又は線を記載したもの

無効投票と決定

15800

00873

15800

00872

無効記載と決定したもの		票と決定したもの	
記載のないもの	記載のないもの	記載のないもの	記載のないもの
名刺紙片の類を貼付したもの	名刺紙片の類を貼付したもの	名刺紙片の類を貼付したもの	名刺紙片の類を貼付したもの
印鑑をおしたもの	印鑑をおしたもの	印鑑をおしたもの	印鑑をおしたもの
単に雑事を記載したもの	単に雑事を記載したもの	単に雑事を記載したもの	単に雑事を記載したもの
その他	その他	その他	その他
計	計	計	計
候補者でない者の氏名を記載したもの	候補者でない者の氏名を記載したもの	候補者でない者の氏名を記載したもの	候補者でない者の氏名を記載したもの
二人以上の候補者の氏名を記載したもの	二人以上の候補者の氏名を記載したもの	二人以上の候補者の氏名を記載したもの	二人以上の候補者の氏名を記載したもの
被選挙権のない候補者氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者氏名を記載したもの
候補者の氏名を自書しないもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の氏名を自書しないもの
候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
記載のないもの	記載のないもの	記載のないもの	記載のないもの
その他	その他	その他	その他
計	計	計	計
総計	総計	総計	総計

無効		有効	
記載のないもの	記載のないもの	記載のないもの	記載のないもの
名刺紙片の類を貼付したもの	名刺紙片の類を貼付したもの	名刺紙片の類を貼付したもの	名刺紙片の類を貼付したもの
印鑑をおしたもの	印鑑をおしたもの	印鑑をおしたもの	印鑑をおしたもの
単に雑事を記載したもの	単に雑事を記載したもの	単に雑事を記載したもの	単に雑事を記載したもの
その他	その他	その他	その他
計	計	計	計
投票と認め難いもの	投票と認め難いもの	投票と認め難いもの	投票と認め難いもの
第二表の二 (同時選挙の場合)	第二表の二 (同時選挙の場合)	第二表の二 (同時選挙の場合)	第二表の二 (同時選挙の場合)
有効投票と決定したもの	有効投票と決定したもの	有効投票と決定したもの	有効投票と決定したもの
有効記載と決定したもの	有効記載と決定したもの	有効記載と決定したもの	有効記載と決定したもの
成規の用紙を用いないもの	成規の用紙を用いないもの	成規の用紙を用いないもの	成規の用紙を用いないもの
候補者の氏名の外他事を記載したもの	候補者の氏名の外他事を記載したもの	候補者の氏名の外他事を記載したもの	候補者の氏名の外他事を記載したもの
丸點又は線を記載したもの	丸點又は線を記載したもの	丸點又は線を記載したもの	丸點又は線を記載したもの
分	分	分	分
投票又は記載数	投票又は記載数	投票又は記載数	投票又は記載数

第三表 特殊投票調

点 字 投 票	受 理 し た も の	假 票	有効	無効	計	施行令第三十二條第三十三項の代理投票の特別投票	施行令第三十三條第四十四項の特別投票	その他	計	施行令第三十二條第三十三項の代理投票の特別投票	施行令第三十三條第四十四項の特別投票	その他	計
			受 理 し な い も の	票	票	票	票	票	票	票	票	票	票

第四表 開票立會人調

第九號様式第六表投票立會人調に準ずる。

第十六號様式

何選舉選舉結果調

當落の別	得票數	住 所	職業	黨派	新舊の別	性別	氏 名	生 年 月 日
------	-----	-----	----	----	------	----	-----	---------

第十七號様式

何投票選舉會結果調

第一表 賛否投票調

計	賛	否	賛	否	計
	成	對	成	對	票數

第二表 選舉立會人調

第九號様式投票立會人調に準ずる。

第十八號様式の一

計	賛	否	賛	否	計
	成	對	成	對	票數

何議會解散投票簿 投票計算者 氏 名 ㊦

備考 摘要欄については第十四號様式の一に準ずる。
第十八號様式之二
何議會解散投票簿(同時選舉の場合)

何々	何議		散會		計	投票數	區分
	贊	反	贊	反			
計	贊	反	贊	反	計	1	内
贊	成	對	成	對	計	2	
贊	否	成	否	對	計	3	
贊	成	對	成	對	計	4	
贊	否	對	否	對	計	5	
計	反	對	反	對	計		
計	贊	對	贊	對	計		

備考 内譯欄のアラビヤ數字は投票五十枚ごとの束の番號とすること。
第十九號様式 何議會解散投票開票調

第一表 贊否投票調

第二表の一 投票調		區	分	投票數
無効投票と決定したもの				
成規の用紙を用いないもの				
贊否の外他事を記載したもの				
贊否を自書したもの				
贊否を確認し難いもの				
丸點又は線を記載したもの				
記載のないもの				
名刺紙片の類を貼付したもの				
印鑑をおしたもの				
單に雜事を記載したもの				
その他				
計				
総計				
投票と認め難いもの				

無効投票と決定したもの

第二表の二 投票調 (同時選挙の場合)

無効投票と決定したもの		無効記載と決定したもの	
有効投票と決定したもの	有効記載と決定したもの	成規の用紙を用いないもの	丸点又は線を記載したもの
		記載のないもの	名刺紙片の類を貼付したもの
		印鑑をおしたのもの	単に雑事を記載したもの
		その他	計
			賛否を自書しないもの
			賛否を確認し難いもの
			記載のないもの
			決と載記効無

投票又は記載数

決定したもの

その他

計

総計

投票と認め難いもの

第三表 特殊投票調

第十五号様式第三表に準ずる。

第四表 開票立会人調

第十五号様式第四表に準ずる。

第二十号様式の一

何解職投票簿

第十八号様式の一に準ずる。

第二十号様式の一

何解職投票簿 (同時選挙の場合)

第十八号様式の一に準ずる。

第二十一号様式

何解職投票開票調

第一表 賛否投票調

00880

第十九号様式第一表に準ずる。

第二表の一 投票調

の有効投票と決定したもの		分	投票数
の有効投票と決定したもの			
成規の用紙を用いないもの			
地方公共団体の議会の議員(長)の氏名の外他事を記載したもの			
地方公共団体の議会の議員(長)でない者の氏名を記載したもの			
地方公共団体の議会の議員(長)の氏名を自書しないもの			
賛否のいすれか又は何人を記載したかを確認し難いもの			
丸点又は線を記載したもの			
記載のないもの			
名刺紙片の類を貼付したもの			
印鑑をおしたのもの			
単に雑事を記載したもの			
その他			
計			

の有効投票と決定したもの

成規の用紙を用いないもの

地方公共団体の議会の議員(長)の氏名の外他事を記載したもの

地方公共団体の議会の議員(長)でない者の氏名を記載したもの

地方公共団体の議会の議員(長)の氏名を自書しないもの

賛否のいすれか又は何人を記載したかを確認し難いもの

丸点又は線を記載したもの

記載のないもの

名刺紙片の類を貼付したもの

印鑑をおしたのもの

単に雑事を記載したもの

その他

計

00881

の有効投票と決定したもの

の有効投票と決定したもの		分	投票又は記載数
の有効投票と決定したもの			
成規の用紙を用いないもの			
地方公共団体の議会の議員(長)の外他事を記載したもの			
丸点又は線を記載したもの			
記載のないもの			
名刺紙片の類を貼付したもの			
印鑑をおしたのもの			
単に雑事を記載したもの			
その他			
計			

総計

投票と認め難いもの

第二表の二 投票調 (同時選挙の場合)

区

分

投票又は記載数

有効投票と決定したもの

有効記載と決定したもの

成規の用紙を用いないもの

地方公共団体の議会の議員(長)の外他事を記載したもの

丸点又は線を記載したもの

記載のないもの

名刺紙片の類を貼付したもの

印鑑をおしたのもの

単に雑事を記載したもの

その他

計

00882

無効記載と決定したるもの

地方公共団体の議会の議員(長)でない者の氏名を記載したもの	
地方公共団体の議会の議員(長)の氏名を自書しないもの	
賛否のいづれか又は何人を記載したかを確認し難いもの	
記載のないもの	
その他	
計	
総計	
投票と認め難いもの	

第三表 特殊投票調

第十五号様式第三表に準ずる。

第四表 開票立會人調

第十五号様式第四表に準ずる。

00883

鳥取縣選舉管理委員会規程第三号

衆議院議員選舉運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する規程を、次のように定める。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根 政 幸

衆議院議員選舉運動のため学校等の設備の使用及びその使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する規程

第一條 演説による選舉運動のため学校その他營造物

(以下学校等という。)の設備を使用するときは、別記第一号様式による申請書を当該管理者(管理者の権限の委任又は事務の分掌を受けた者を含む。以下同じ)に提出しなければならない。

前項の場合において、併せてその使用による演説会開催のために必要な施設の公営を受けようとするときは、別記第二号様式による申請書を当該管理者に提出しなければならない。

第一項の申請書に附記して前項の申請をしようとするときは、別記第三号様式によらなければならない。衆議院議員選舉法施行令(以下施行令という。)第八十一條の二第四項の規定により、自ら施設を加えようとするときは、前二項の申請書にその旨を記載しなければならない。

第二條 管理者は、前條の規定による申請があつたときは、直ちに別記第四号様式及び第五号様式に準じて作製した受理簿に必要事項を記載しなければならない。

前項の受理簿は、学校等の設備の使用並びに施設の公営に関する書類とともに、当該管理者において、議員の任期間これを保存しなければならない。

第三條 学校等の設備の使用の許可は、左の各号の規定によるものとする。

一、午前零時から翌日午前八時までの間の使用は許してはならない。
二、投票所に当てるものについては、投票の日の前日の使用は許可してはならない。

00884

82800

三、同一の学校等で、演説会場に使用することのできる設備が二以上ある場合であつても、同時に使用するものについては許可してはならない。

四、使用時間は、準備及び後片付のために要する時間を含め一回につき五時間を超えてはならない。

第四條 管理者は学校等の設備の使用の許可に際し、損傷防止又は火災予防のため、入場人員を制限し又は必要な設備をさせることができる。

前項の設備に要する費用は、使用の許可を受けた者の負担とする。

第五條 学校等の設備の使用の許可を受けた者は、使用許可時間内に後片付をした上これを当該管理者に引渡さなければならぬ。

学校等の設備の使用の許可を受けた者が、併せて施設の公営を受けたときは、使用許可時間内に（自ら施設を加えた部分については後片付をなし）これを当該管理者に引渡さなければならぬ。

第六條 学校等の設備の使用の許可を受けた者は、その

使用により特に増加した電灯、電力、瓦斯等の料金に相当する額を負担しなければならない。

第七條 施行令第八十一條の二第一項及び同第八十一條ノ三第一項（これらの準用する場合を含む。）の規定による承認を得ようとするときは、別記第六号様式による調書を添え、申請しなければならない。これらを変更するときも、また同様とする。

管理者前項の施設の程度その他必要な事項及び費用の額を定め、これを告示したときは、直ちにその寫を添え、縣の選挙管理委員会に報告しなければならない。

第八條 施行令第七十八條ノ二第三項、第八十一條ノ三第四項（これらを準用する場合を含む。）の規定による承認を得ようとするときは、別記第七号様式による調書を添え申請しなければならない。これらを変更するときも、また同様とする。

管理者前項の期限を定め、これを告示したときは、直ちにその寫を添え、縣の選挙管理委員会に報告しな

00885

第九條 管理者は、選挙終了後直ちにその使用及び施設の公営に関し、別記第八号様式による調書を添え縣の選挙管理委員会に報告しなければならない。

第十條 施行令第七十六條第二項に該当する議事堂の管理者は、別記第九号様式による調書を添え、縣の選挙管理委員会に申出でなければならない。

別記
第一号様式

学校（營造物の設備）使用に関する申請書

演説による選挙運動のため左記の学校（營造物の設備）を使用したいから許可を申請します

年 月 日

住 所

議員候補者 氏 名

管理者職氏名宛

一 学校（營造物の設備）の種類 例 何小学校
何公会堂

第十一條 この規則の定めるところにより、管理者が縣の選挙管理委員会に提出する書類は、当該学校等の所在地市町村の選挙管理委員会を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

二 学校（管造物の設備）

- イ 建物の屋室 例 教室、講堂、会議室
- ロ 器具什器の種類 例 卓子何脚、机何脚、黑板何箇、演壇何箇、教壇何箇、腰掛何箇
- ハ 附属設備の種類 例 電気、瓦斯、暖房の設備、天幕何張、下駄箱何箇、草履何足、下足札何枚、下足掛何箇

三 使用の日時 昭和何年何月何日午前何時何分より午後何時何分迄何時間何分

四 使用中の事務取扱者 住所 氏 名

第二号様式

学校（管造物の設備）の使用に依る演説会開催のために必要な施設の公営に関する申請書

昭和何年何月何日附許可になつた（申請した）演説による選挙運動のため左の学校（管造物の設備）の使用に当り演説会開催のために必要な施設の公営を受けたいから申請します

年 月 日

住所

議員候補者 氏

名 ④

管理者職氏名宛

記

一 学校（管造物の設備）の種類 例 何小学校
何公会堂

- 二 学校（管造物の設備）建物の屋室 例 教室、講堂、会議室
- 三 使用日時 昭和何年何月何日午前何時何分より午後何時何分迄何時間何分
- 四 施設の公営に要する費用の負担の別 國庫負担（申請者負担）
- 五 自ら施設を加える場合はその程度
- 六 使用中の事務取扱者 住所 氏 名

備考

申請者の印は使用申請のときと同一のこと。

第三号様式

学校（管造物の設備）の使用並にその使用による演説会開催のために必要な施設の公営に関する申請書

演説による選挙運動のため左記の学校（管造物の設備）を使用したいから許可願いたくなく右設備の使用に当り演説会開催のため必要な施設の公営を受けたいので併せて申請します

年 月 日

住所

議員候補者 氏

名 ④

管理者職氏名宛

記

第二号様式

- 七 施設の公営を受けない場合の設備
 - イ 器具什器の種類
 - 例 卓子何脚、机何脚、黑板何箇、演壇何箇、教壇何箇、腰掛何箇
 - 附属設備の種類
 - 例 電気、瓦斯、暖房設備、天幕何張、下駄箱何箇、草履何足、下足札何枚、下足掛何箇

第四号様式

学校(営造物の設備)使用許可申請書受理簿

管理者印	受理番号	到達年月日	使用する設備名称	使用月日時	許可日時及不許可の理由	施設の公営受理番号	取扱者印
------	------	-------	----------	-------	-------------	-----------	------

備考

- 一 学校 営造物毎に口座を設けて整理すること。

第五号様式

学校(営造物の設備)施設の公営申請書受理簿

管理番号	受理年月日時分	使用する設備名称	使用月日	許可	否	公営の有無	施設附加の有無	費用負担の別	年月日	取扱者印	備考
------	---------	----------	------	----	---	-------	---------	--------	-----	------	----

備考

- 一 学校 営造物毎に口座を設けて整理すること。
- 二 各口座の始めに納付する費用額を記載して置くこと。
- 三 納付金を還付した場合は其の旨を備考欄に記載すること。

第六号様式

令第八十一條の二第二項並に令第八十一條の三第二項(令第八十三條)による調

学校(営造物)の所在地及名称	種別	區別	坪数	照	明	設	備	人夫	納付させる費用の額	備考
「何市何町村番地」	「教室」	会場				「演壇、卓子、取締席、聴衆席何人分」	「看板、標識の類」			
「何小学校」	その他			出入口 便 甲乙の別				間夜間	円	

備考

- 一 使用(設備)箇所を示した略圖を添付すること。
- 二 使用人に関する料金の徴収の定めがあるものは其の寫及料金に対する設備の内訳書を添付すること。

第七号様式

令第七十八條の二第三項並に令第八十一條の三第四項(令第八十三條)による調

学校(營造物)名	称	所在地	施設の公営等に関する異なる期限	同上を定める費用納付の異なる期限	同上を定める	備考
----------	---	-----	-----------------	------------------	--------	----

備考

異なる期限を定める事情は詳細に記載すること。

第八号様式

使用許可調

学校(營造物)名	称	申請書受理年月日	議員候補者氏名	許可月日及指今発送月日	使用の月日時	公営申請の有無	備考
----------	---	----------	---------	-------------	--------	---------	----

施設の公営調 その一

学校又は營造物の別	回数	國庫負担	申請者負担	回数	費用額計	回数	費用額計	費用額
		費用額計						
学校								
營造物								
合計								

00891

00890

00890

施設の公営調 その二

学校(營造物)名	称	申請書受理年月日	議員候補者氏名	公営月日時	國庫負担額	申請者負担額
----------	---	----------	---------	-------	-------	--------

備考

一 学校一營造物毎に別紙とすること。

第九号様式

令第七十六條第二項の制限又は禁止議事堂調

名	称	所在地	坪数	制限又は禁止の區別	制限又は禁止の時間及場所	制限(禁止)を要する理由
---	---	-----	----	-----------	--------------	--------------

鳥取縣選舉管理委員会規則第四号

知事選舉公報発行に関する規程(昭和二十二年三月選舉管理委員会告示第四号)の一部を次のように改正し、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根政幸

第一條中「縣會議員選舉管理委員会」を「縣の選舉管理委員会」に改める。

第三條及び第九條中「道府縣制施行令第二十條ノ三」を「地方自治法施行令第九十條」に改める。

第十二條中「市町村會議員選舉管理委員会」を「市町村の選舉管理委員会」に改める。

00892

19309

別記様式中「縣會議員選舉管理委員會」を「鳥取縣選舉管理委員會」に改める。

鳥取縣選舉管理委員會規則第五号
教育委員會委員選舉事務規程を次のように定め、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

教育委員會委員選舉事務規程

第一條 地方自治法による選舉事務規程（昭和二十三年九月鳥取縣選舉管理委員會規則第二号）は、第六十一條第一項及び解散に関する部分を除き、教育委員會の委員の選舉及び解職の請求にこれを準用する。

鳥取縣選舉管理委員會規則第六号

鳥取縣教育委員會委員經歷公報発行に関する規程を次のように定め、公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

鳥取縣教育委員會委員經歷公報発行規程

第一條 教育委員會法施行令第十條において準用する衆議院議員選舉法施行令第十章の規定により、鳥取縣教育委員會の委員の經歷公報を發行する場合は、知事選舉公報発行に関する規程（昭和二十二年三月選舉管理委員會告示第四号）を準用する。但し、同規程中「知事」とあるのは「教育委員會の委員」、「選舉公報」とあるのは「經歷公報」、第一條中「政見等」とあるのは「經歷等」、第三條第二項及び第九條中「地方自治法施行令第九十條」とあるのは「教育委員會法施行令第十條」と読み替えるものとする。

鳥取縣選舉管理委員會規則第七号

政治資金規正法第三十四條第二項の規定により、報告書の閱覽の請求及びその方法を次のように定める。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

一 政治資金規正法第十二條乃至第十四條若しくは第十七條又はこれらを準用する第十八條の規定により、鳥取縣選舉管理委員會に提出された報告書の閱覽は、鳥

00893

00290

取縣選舉管理委員會事務局においてこれをしなければならぬ。

二 何人も、政治資金規正法第三十四條第一項の期間内においては、いつでも報告書の閱覽を請求することができる。但し、報告書の閱覽は、執務時間中にこれを行ななければならぬ。

三 報告書は、これを指定された場所以外に持ち出すことができない。

報告書は、てい重にこれを取り扱ひ、破損、汚損又は加筆等の行爲をしてはならぬ。

前二項の規定に違反する者に対しては、その閱覽を中止させ、又は閱覽を禁止することがある。

選挙告示

鳥取縣選挙管理委員会告示第十三號

教育委員会法第七十二條の規定により、昭和二十三年十月五日鳥取縣教育委員会の委員の選挙を行う。選挙すべき委員の任期及び数は、次の通りである。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根 政幸

選挙すべき委員の任期及び数

任期四年の委員 三人

任期二年の委員 三人

鳥取縣選挙管理委員会告示第十四號

昭和二十三年十月五日鳥取縣教育委員会の委員の選挙を行うため、教育委員会法第二十八條において準用する昭和二十二年法律第二号第一條の規定により調整する臨時衆議院議員選挙人名簿の調整、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間を、次のように定める。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一、調整期日

昭和二十三年九月六日現在

二、縦覧期間

昭和二十三年九月二十五日から九月二十九日まで五日間

三、異議申立期間

縦覧期間中

四、異議の申立に対する決定

異議申立の日から四日以内

五、名簿確定期日

昭和二十三年十月四日

六、名簿登録申請の方法及び期間

昭和二十三年九月八日から九月十七日まで十日間住所地市町村の選挙管理委員会に文書で申請すること。

鳥取縣選挙管理委員会告示第十五號

鳥取縣教育委員会の委員選挙における投票用紙の様式を

折表面

鳥取縣教育委員会委員選挙投票

市町村印

折裏面

候補者の氏名

○注意

一候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
二候補者でない者の氏名は、書かないこと。

次のように定める。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根 政幸

鳥取縣選挙管理委員会告示第十六號

昭和二十三年十月五日執行の鳥取縣教育委員会の委員選挙における選挙運動費用の最高額は、次の通りである。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根 政幸

委員候補者一人につき金参万七千式拾貳円六拾五錢

鳥取縣選挙管理委員会告示第十七號

鳥取縣教育委員会の委員候補者、経歴公報に氏名、経歴等の掲載を受けようとするものの、申請書到達期限は、昭和二十三年九月二十二日とする。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根 政幸

鳥取縣選挙管理委員会告示第十八號

鳥取縣教育委員会委員経歴公報発行に関する規程により発行する経歴公報の掲載する順序のくじを行う場所及び日時を次のように定める。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上根 政幸

00896

00880

一、場所 鳥取縣選舉管理委員会事務局

二、日時 九月二十三日午後一時

○鳥取縣選舉管理委員会告示第十九號

昭和二十三年十月五日執行の鳥取縣教育委員会の委員選舉の選舉長並びに選舉長に事故があるとき、又は選舉長が欠けたときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十三年九月五日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

選任年月日 職 名 氏 名 住 所

昭和二十三年 選舉長 太田英雄 鳥取市東町
八月二十八日 二二八番地二

同 選舉長の職務を 加納勝己 鳥取市庖丁
代理すべき者 八町九番地

昭和二十三年九月五日印刷
昭和二十三年九月五日發行

鳥取縣公報

(昭和二十三年九月五日)

鳥取市東町
鳥取市西町
鳥取市南町
鳥取市北町
鳥取市中央町
鳥取市東町
鳥取市西町
鳥取市南町
鳥取市北町
鳥取市中央町